

# 令和7年度 建設業の安全衛生に係る発明・研究又は創意工夫、 地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品を募集します!

本事業は、建設業における安全衛生に係る発明・研究又は創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった者を顕彰し、顕彰作品を広く紹介することで、安全衛生に関する意識の高揚を図るとともに、職場の安全衛生活動に役立てることを目的としております。

また、中小規模事業場における作品、さらには、近年において多発している自然災害から労働者の安全を確保するための作品等についても奮ってご応募ください。

労働災害防止や快適職場の形成等に効果のある次のような作品を募集しております。

- ① 創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品
- ② 日常の現場において発明・研究又は考案された作品
- ③ 機械・設備・安全装置・保護具の改善等ハード分野の作品
- ④ 施工技術の改善、小集団活動等の労働災害防止活動等ソフト分野の作品



創立 60 周年記念全国建設業労働災害防止大会



① 吊荷直下の人を AI で検知して人払いする警報装置「AI スコープ」



② 第四の安全保護具® 耐圧グローブ「PRESS GUARD」(プレスガード) の開発

令和6年度顕彰2作品



# 令和6年度 順彰受賞作品紹介



## 吊荷直下の人をAIで検知して人払いする警報装置「AIスコープ」

株式会社竹中工務店 大阪本店 西日本機材センター

開発グループ 谷 竜征

### 1 開発の背景

建設現場におけるクレーンを用いた揚重作業では、吊り荷の落下や挟まれのような危険が伴い、過去にも多くの災害が発生している。特に近年では吊り荷の落下災害が増加傾向にある。これを防ぐために、建設現場では、玉掛け 3・3・3 運動（地切り 30cm で 3 秒間停止し、3 m 離れて巻き上げる）という安全活動を実施している。また、タワークレーンの運転席から操作してフック付近に取り付けた警報装置を鳴らすなどの安全対策を実施しているが、タワークレーンのオペレーターが警報を鳴らしているため、オペレーターの死角になる範囲では警報を鳴らせず、災害発生のリスクが存在する。対策として、揚重作業専用の監視人を配置し、吊荷直下の人払いを実施する場合や、玉掛け者が揚重巻上時に、ホイッスルを鳴らして注意喚起を実施するなど様々な対策を講じている作業所もあるが、未だ揚重災害はなくなっていない。そのため、機械的に吊荷直下侵入者防止対策を講じる必要があった。

そこで、クレーンのフックにカメラを設置し、AI による画像認識技術を用いて人を認識してセンサー検知エリア内の人にアラート通知する AI スコープ（アイスコープ）を開発した。



### 2 作品の特徴

この製品の特長として 4 つの機能がある。

#### ① 吊荷直下の「人」を自動検出してアラート発報機能

クレーンのフックに取り付けたカメラから人物を自動で検知する AI 検知機能

#### ② フックの高さに応じて検知エリアを維持する機能

一般的にはカメラの高さが変わると画角が広がっていく方向にあるが、製品本体に内蔵している、気圧センサーを用いて、センサー検知エリアを自動で維持する機能

#### ③ マグネットでフックへ簡単に取付け

タワークレーン、移動式クレーン、フックの形状に応じて、製品本体を取り付け可能

#### ④ 検知エリアを用途に応じて設定可能

基本の検知エリアは直径 8 m の円内であるが、用途に応じて任意のエリア設定が可能



### 3 効果

クレーンに関する警報装置は一般的に運転席のフットペダルや玉掛け者が持つリモコンからクレーンフックにある警報装置を鳴らすのが一般的であるため、人によって警報を鳴らす頻度やタイミングが異なり統一性がなかった。さらに、クレーンのオペレーターがフットペダルで警報を鳴らす場合、運転操作を行なうため、クレーンの運転に専念できていない。しかし、AI スコープは吊荷の直下に人が入って来た場合のみ、自動で警報を発報するので、クレーンのオペレーターも運転に専念することができる。

また、一般的な警報装置を手動で鳴らす場合、吊り荷の位置と関係なく警報を鳴らすことが多く、作業員が音に慣れてしまい警報が鳴っていても、人が退避しない状況になってしまふことがあるが、AI スコープは吊荷直下に人が入って来た時に警報を鳴らすので、警報に慣れることがなく、音が鳴ったら退避する環境を構築することができる。



# 令和6年度 顕彰受賞作品紹介



## 第四の安全保護具® 耐圧グローブ「PRESS GUARD」(プレスガード) の開発

四国電力株式会社 株式会社ダイコープロダクト 四変テック株式会社

### ① 開発の背景

厚生労働省の統計「建設業における挟まれ・切れ等による傷病部位」によると、傷病の約64%が手指に集中しており、当社においても指の挟み込み等の作業災害は例年発生している。この“指”に関する災害は、主に不注意などのヒューマンエラーに起因していることから、注意喚起等のソフト対策だけでなく、安全保護具の充実等のハード対策も必要となっている。

しかしながら、手・指の安全保護具である一般的な作業用手袋には、指全体を挟み込みから保護する機能を持った製品が存在しておらず、存在したとしても指先のみを防護したものであった。また、防護性能を向上させると指先の感覚が低下するため、指全体への防護範囲の拡大と作業性能の両立が大きな課題となっていた。

### ② 作品の特徴

ヘルメット、フルハーネス、安全靴に次ぐ“第四の安全保護具®”として、手指全体を挟み込み等の圧力から守る防護性能と指先の作業性能を兼ね備えた“耐圧グローブ「PRESS GUARD」(プレスガード)”を開発した。

#### ① 全体構造

耐圧グローブは、指を保護するための防護プレートを固定したインナーと、プレートが指に沿うようにインナーを被覆するとともに、作業時に資機材に直接触れるアウターの2重構造とした。インナーとアウターは、マジックテープで留めることより、長期使用によりアウターが損耗した場合、アウターのみの交換を可能にするなど経済性についても考慮した。



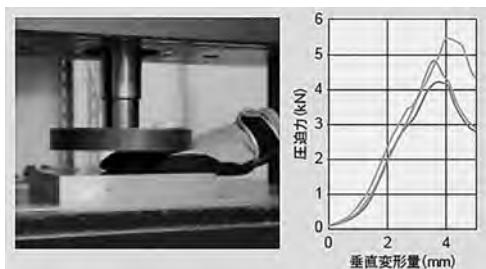
#### ② 防護プレートの構造【特許技術】

防護プレート（14枚 / 片手）は指の関節位置に対応するよう3分割した金属平板とし、防護プレート同士を連結せず、各々を手袋に固定することとした。

このプレート構造を採用することにより、指全体を挟み込み圧力から守る防護性能と、指の複雑な挙動への追従性を確保することによる作業性能との両立を達成した。

#### ③ 防護プレートの材質と強度

防護プレートの材質については、調達が容易で経済性・加工性に優れる“鉄”を採用し、プレートの表面には、高温による炭窒化物の化合物層を生成させるガス軟窒化処理を施すことにより、0.6mmと薄く軽量なプレートの韌性を向上させるとともに防食性能を付与した。



強度については、耐圧試験を実施した結果、プレート変形時（指に大きな荷重が掛からない状態）における最大荷重は静圧で約4kN（約400kg）となり、人力で取り扱う資機材重量であれば充分な耐圧性能を発揮できることを確認した。

#### ④ 手袋（アウター）の生地

現場で使用される作業用手袋は、金属等の硬い資機材と触れる機会が多いため、アウター生地の耐久性は特に重要となる。そこで、“エンボス入りシリコーンレザー”を開発することにより、摩耗が激しい部位の耐摩耗性向上と手袋全体の柔軟性及びノンスリップ性を実現した。



### ⑤ 効果

「PRESS GUARD」(プレスガード) は、“圧力に耐える”これまでにない作業用手袋であり、現場での様々な安全対策やルール整備に加えて、本手袋を着用することにより、“作業員の安全確保”と“労働災害損失コストの低減”に寄与することが可能である。

# 一令和7年度顕彰基金による顕彰作品の募集一

建設業の安全衛生に係る発明・研究又は創意工夫、  
地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品を募集します！

## 募集要綱

### 1 募集目的

本事業は、建設業における安全衛生に係る発明・研究又は創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった者を顕彰し、顕彰作品を広く紹介することで、安全衛生に関する意識の高揚を図るとともに、職場の安全衛生活動に役立てることを目的としております。

**また、中小規模事業場における作品、さらには、近年において多発している自然災害から労働者の安全を確保するための作品等についても奮ってご応募ください。**

### 2 募集内容

労働災害防止や快適職場の形成等に効果のある次のような作品を募集します。

- ① 創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等がみられる作品
- ② 日常の現場において発明・研究又は考案された作品
- ③ 機械・設備・安全装置・保護具の改善等ハード分野の作品
- ④ 施工技術の改善、小集団活動等の労働災害防止活動等ソフト分野の作品

### 3 応募資格

建設業に従事する者または団体並びに建設業の安全衛生関係者等。

※応募作品の考案者、特許権等の所有者が明確でないものは応募できません。

### 4 応募条件

- ① 現時点においてアイデアだけのものではなく、実際に、常時若しくは隨時、活用されているもの（使用状況若しくは活動実績を必ず明記して下さい。実績が1件しかないものは応募不可。）。
- ② 一般に広く活用できるという普及性、経済性（コストが高額ではないこと。）をもっているもの。
- ③ 日本国内において作品自体の本質的安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。
- ④ 作品に独自性があり、過去の受賞作品と類似していないこと。

### 5 応募方法

- ① 当協会 Web 上に応募用紙を掲載しております。

② 応募用紙には、氏名、会社・団体名、所属部署、役職名、連絡先を明記のうえ、作品の特徴、創意工夫等の背景、内容、作品を導入した効果をご記入ください。

また、A4 用紙縦方向横書きで 1 ~ 2 枚程度に要約した資料を作成し、応募用紙に添付して郵送して下さい。応募用紙のみの送付は受け付けませんのでご注意ください。

なお、作品の内容を説明した資料をマイクロソフトワード、若しくはエクセルで必ず作成し、写真、動画等を CD-ROM 等に書き込み、建災防本部業務部普及課まで併せてお送りください。※電子メールによる応募は不可。

- ③ 応募の締め切りは、令和7年4月末日必着といたします。

### 6 賞品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

### 7 顕彰式

令和7年度の顕彰は、令和7年10月2日（木）兵庫県神戸市のワールド記念ホールにおいて開催する「第62回全国建設業労働災害防止大会（総合集会）」において行います。

### 8 審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

### 9 顕彰作品の発表

顕彰作品が決定次第、応募者に通知し、発表といたします。

### 10 顕彰作品の紹介

- ① 顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」において展示紹介を行うとともに、大会資料集に概要を掲載します。
- ② 顕彰作品については、当協会広報誌「建設の安全」及び Web 上等に概要を掲載し全国に紹介します。

### 11 その他

- ① 特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記してください。
- ② 図（写真）表及び本文を他者から引用した場合、提出前に必ず出典元の許可を得て、関係者への確認も行って下さい。
- ③ 顕彰作品の文章による紹介にあたっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。
- ④ 応募書類は返却いたしません。
- ⑤ 顕彰者の旅費等については、受賞者のご負担となりますので、予め御了承ください。
- ⑥ 個人情報保護法により、お預かりした個人情報は、ご応募頂いた作品に関することで審査、連絡以外には使用致しません。
- ⑦ 資料集等に掲載した原稿の著作権は当協会に帰属するものとします。
- ⑧ 作品を理解しやすい動画があれば作品送付時に提供ができます。

### お申し込み・お問い合わせ

#### 建設業労働災害防止協会 業務部普及課

住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

電話：03-3453-8202 FAX：03-3456-2458

参考) 令和6年度の顕彰作品及び過去の顕彰作品リスト、応募用紙等を  
Web 上に掲載しておりますのでご覧ください。

[https://www.kensaibou.or.jp/public\\_relations/invention/invention.html](https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/invention/invention.html)

※応募用紙は当協会 Web よりダウンロードしてください。



ご応募をお待ち  
しております。

